

事例調査報告と今後の方向付けについて

1 類似大学の事例調査

(1) 類似大学の選定

国公立芸術大学として連携協定書を締結している五芸術大学のうち、地方独立行政法人が運営している金沢美術工芸大学、京都市立芸術大学および愛知県立芸術大学を選定し、これに、従前の評価方針・基準案を作成する際に参考とした秋田県立大学を加え、調査対象とした。

(2) 比較項目、調査内容等

平成25年10月、金沢美術工芸大学、京都市立芸術大学および秋田県立大学の評価委員会事務局等を訪問し、評価事情等を聴取した。また、愛知県立芸術大学は公表資料・電話での聞き取り等により調査した。詳細は、別添の資料2のとおり。

2 調査結果の概要（現行案との差異、留意点等）

(1) 評価手法

ア 項目別評価（3芸術大学）

- ・ 3芸術大学とも、法人による自己評価制を採用。年度計画または中期計画の最小単位ごとに、法人が業務実績を記載して4段階の自己評価を実施。（ただし、教育・研究に関する事項は、参考の自己評価等として記載）
- ・ 評価委員会は、法人の自己評価等の検証を実施。法人評価と異なる場合は、理由等を示し、必要に応じて特筆すべき点、遅れている点等をコメントとして付記。
- ・ 評価委員会は、以上の評価結果、業務実績、特記事項等を踏まえ、中期計画または中期目標の中項目～大項目ごとに5段階で評価。

イ 全体評価

- ・ 3芸術大学および秋田県立大学とも、項目別評価等を踏まえ、総合的に記述式により評価。
- ・ 大学により、大学運営に関する課題や改善事項、中期目標の基本目標に向けた取り組み、法人の特色ある取り組みや様々な工夫等を特に評価して記載。

(2) 項目別評価における評価単位・範囲（3芸術大学）

ア 法人による自己評価

年度計画または中期計画の最小単位を自己評価等の対象としており、項目数は、事業年度評価で110～170項目、中期目標期間評価で90～170項目。

イ 評価委員会による評価

- ・ 金沢美術工芸大学は中期目標の大項目ごと。ただし、教育研究の質の向上に関する目標は中項目ごとに実施。（以下7項目）

- | | | |
|--|---|-----------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 教育に関する目標 ② 研究に関する目標 ③ その他の目標 | } | 教育研究の質の向上に関する目標 |
|--|---|-----------------|

- ④ 業務運営の改善及び効率化に関する目標
- ⑤ 財務内容の改善に関する目標
- ⑥ 自己点検・評価及び情報提供に関する目標
- ⑦ その他業務運営に関する重要目標

・京都市立芸術大学および愛知県立芸術大学は、中期計画の大項目ごと。ただし、「大学の教育研究等の質の向上に関する目標」に関する項目は、年度実績では評価せず、中期目標期間実績において認証評価機関の評価を踏まえて評価。したがって、評価対象は以下4項目。

- ① 業務運営の改善及び効率化に関する目標
- ② 財務内容の改善に関する目標
- ③ 自己点検・評価及び情報提供に関する目標
- ④ その他業務運営に関する重要目標

ウ 評価のウェイト付け

京都市立芸術大学および愛知県立芸術大学では、自己評価対象の項目ごとの重要性を考慮し、法人がウェイト付けを実施。なお、評価委員はその妥当性を検証。

エ その他

評価手法において、芸術系大学の特徴への特段の対応はない。また、地域貢献においても特段の対応はない。(中期目標で包括的に評価)

3 今後の方向付け(案)

以上の類似大学の評価事例や視察調査の結果を踏まえ、以下について、評価方針・基準の修正等を行う。

(1) 自己評価制の導入

芸術系大学の専門性による評価の難しさや、自己評価を通じて達成度をチェックすることの意義を鑑み、他の芸術系類似大学と同様、項目別評価において自己評価制を導入し、評価委員はそれを検証していく評価方法とする。

(2) 評価委員会の評価単位

芸術系大学の場合、特に理系の大学と違い、評価の定量化が難しい要素が多い。したがって、評価にあたっては、多くの定性的な判断材料を収斂していく必要があることから、評価委員会が直接評価する単位は中期計画の大項目(教育研究の質の向上に関する目標は中項目)程度とする。

また、必ずしも定量化を必須としないことから、ウェイト付けによる厳格な評価の定量化は行わない。

(3) 教育研究の質の向上に関する目標の取り扱い

各事業年度における評価委員会の権限(改善勧告等)を保持し、市民に対する説明責任を果たすため、「教育研究の質の向上に関する目標」に係る年度実績については評価委員の評価対象とする。